

# 進めよう 再開発！

第13号

ともにつくりよう市川駅南口のまち

## 補償金の支払い開始

権利変換期日を平成16年2月20日に迎え、従前の土地については権利変換を受けた方の共有となりました。転出する方については、2月12日に土地等に関する補償金の支払いを行いました。

なお、権利変換期日以降、従前の土地について抹消登記を行い、A街区及びB街区の敷地について、それぞれ表示登記及び保存登記を行うため、終了するまでは他の登記を行うことが出来ませんのでご承知おきください。

## 明け渡し時期について

補償額の提示は転出する方、仮設店舗予定地に権利をお持ちの方、権利変換または出店される方の順に行っていきます。権利変換または出店される方への具体的な補償額提示は4月以降となります。

明け渡しをしていただく時期については、4月までは一部権利者を対象に「明け渡し請求」をさせていただきます、4月以降は全権利者の方に対して「明け渡し請求」をさせていただきます。明け渡し期限については、地区内の仮設店舗に入居される方等を除き、平成16年9月から10月頃を予定しておりますので、ご協力をお願いします。

代替地、代替店舗等につきましては、施行者も物件の紹介を行いますので、希望条件をお知らせください。

## 第2回仮設店舗説明会の開催

第2回仮設店舗説明会を3月4日に開催いたします。(関係者には別途通知します)

## 税務説明会開催

支払われる補償金の項目ごとに、どのような課税がされるのかを公認会計士を講師として説明します。欠席された方には後日、当日の資料を送付します。

開催日時 平成16年3月18日(木)午後2時から

場 所 市川西消防署 7階 第3研修室

---

発行日 平成16年2月26日

発行者 市川市

編集者 市川駅南口再開発事務所

電 話 047-324 0088

ホームページ <http://www.city.ichikawa.chiba.jp/>